

高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議（案）

| | |
|---------|------|
| 小樽市議会議員 | 松田優子 |
| 同 | 酒井隆行 |
| 同 | 面野大輔 |
| 同 | 小貫元 |

平成28年12月1日、小樽市長が高島漁港での観光船事業者が高島袖護岸への係船環の設置許可を行った。

第3回定例会でも高島漁港における係船が問題となり、森井秀明市長は、本会議において、事業者が行った漁業者への説明会では、「漁業者からは、高島漁港内での浮棧橋設置や観光船の係留は漁業活動や漁船航行の妨げになるおそれがあるため、許可は取り消してほしいなどの意見がありました。」と答弁したように、漁業者の理解は得られていなかった。

9月26日に市議会経済常任委員会の現地視察を実施した。その視察では、高島漁港内で漁を営んでいる漁業者から、観光船事業者の船が漁の妨げになると訴えがあり、改めて漁業者に事業実施の納得が得られていないことが明らかになった。

10月31日の経済常任委員会では、10月3日に申請が出されていた係船環の設置について、「書類が整ったとしても、ある程度、漁業者の方、事業者と漁業者との間で今後の進め方について一定方向の方向性が示されないと、なかなか許可はできないのではないかと答えている。しかし、協議の状況は「漁業協同組合と事業者との協議がテーブルについたところ」であり、十分な協議がなされたとは認められないし、漁業者の理解を得ているとは言えない。

これまでの議会議論に鑑みれば、漁業者の理解がないまま、小樽市長が観光船事業者に係船環の設置許可を行ったことは、小樽市漁業協同組合に対しても信義にもとる行為であり、市議会として納得できることではない。

よって、当市議会として、高島袖護岸での係船環設置許可を取り消すことを求める。

以上、決議する。

平成28年12月19日
小樽市議会